

補助金調書

補助金名	共同事業促進補助金 (福岡市商店街空き店舗における創業応援事業)			担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交付先	個人	商店街新規出店者		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	【商業機能充実型】平成28年4月 【創業支援型補助金】平成28年8月(予定)		
(公募の場合) 応募要件	<p>【商業機能充実型】対象者: 商店街の不足業種を補完する事業で出店する者。 ○出店する商店街組織への加入・その他, 営業時間等の条件あり</p> <p>【創業支援型】対象者: 商店街で創業を志す若者 ○平成26年4月以降の「認定特定創業支援事業」, 「創業スクール(中企庁: 地域創業促進支援事業)」等の修了者。ただし, 福岡市商店街空き店舗創業応援塾実行委員会が実施する「商店街研修」の受講は必要。 ○出店する商店街組織へ加入し, 将来役員として活動していく意欲があること。 ○その他, 業種, 営業時間等の条件あり</p>				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成27	年度	経過年数	2	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	商店街等の空き店舗を活用した不足業種の店舗の出店や若者による創業を促進することで, 商業機能の充実や商店街等を担う新たな人材の確保を図り, 商店街の活性化に寄与することを目的とする。				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>【商業機能充実型補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費: 賃借料, 改装費 ・助成率: 1/3以下 ・助成限度額: 改装費 30万円 賃借料 3万円/月(賃借契約締結日から平成29年3月31日まで) <p>【創業支援型補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費: 賃借料, 改装費 ・助成率: 2/3以下 ・助成限度額: 改装費 100万円, 賃借料 7万円/月(賃借契約締結日から平成29年3月31日まで) 			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	5 件	-	-	件
	8,600 千円	(1,271) 千円	-	-	千円
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>平成27年度実績: 5件</p> <p>【商業機能充実型補助金】 3件(井尻商店街振興組合2件, 長住大通り商店街1件)</p> <p>【創業支援型補助金】 2件(井尻商店街振興組合1件, 六本松商店連合会1件)</p>				
補助金交付 による効果	商店街の空き店舗の解消と, これからの商店街活動を担っていく人材の確保に寄与している。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。